

**青森県経営安定化サポート資金【経営安定枠・災害枠】
(七戸町が信用保証料を補給します)**

青森県では、急激な売り上げ減少や突発的災害等に直面した時に、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図るため経営安定化サポート資金特別保証融資制度を実施しています。

七戸町は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補給を行います。

補 給 対 象 者

次のいずれにも該当する方

- ・ 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいること。
- ・ 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のいずれも滞納していないこと。
- ・ 青森県経営安定化サポート資金「経営安定枠」により融資を受けた方。
- ・ 青森県経営安定化サポート資金「災害枠」により融資を受けた方。

補 給 内 容

町が信用保証料を全額補給します。

(補給金は「七戸町経営安定化サポート資金保証料補給金交付要綱」に基づき信用保証協会へ補給します。)

(経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。)

実 施 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補給の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県経営安定化サポート資金を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

○信用保証料補給に関すること

七戸町商工観光課 電話 0176-62-2137

○青森県経営安定化サポート資金に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q 1. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 1. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお申込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（納税証明書等）を併せてご提出ください。

ただし、納税状況確認同意書（様式第2号）を提出することにより、納税証明書等の添付を省略できます。

Q 2. 七戸町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金、東日本信用漁業協同組合連合会